

今月は、
市民税課からの
お知らせです。



市税だより

問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること……市民税課
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること……資産税課
- 市税の徴収や納税相談等に関すること……納税課

☎ 876-1234

内線(2211~2217)
内線(2261~2265)
内線(2315・2318)

市民の皆さまに税務行政についてご理解とご協力をお願いするため、今月から「市税だより」を掲載します。
今月は、**税務証明書の交付請求と原動機付自転車等の登録および廃車申告などの手続**についてお知らせします。

■税務証明書の交付請求

1. 税務証明書を交付請求される際の「本人確認」について

本市では、平成21年4月から税務証明書を交付請求される際に、窓口に来られた方の「本人確認」を行っています。「本人なりすまし」による第三者からの虚偽その他不正な手段による交付請求を防止し、市民(納税義務者)の個人情報保護することを目的としていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

2. 証明書の種類および持参する書類等

※10月1日より証明書等交付の手数料が200円から300円に変わります。詳しくは5ページをご覧ください。

区分	証明書の種類	請求できる方	持参する書類等
所得証明関係	・所得証明書	本人または同一世帯の親族から委任されている方	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・印鑑(認め印可)
	・課税証明書		
	・所得課税証明書	相続人	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・本人(被相続人)が亡くなったこと、および相続人であることが分かる書類(戸籍謄本など)
	・扶養証明書		
固定資産証明関係	・市県民税申告書等の写し	代理人	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・委任者本人が自署し、押印のある委任状
	・固定資産証明書	所有者本人	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・印鑑(認め印可)
	・固定資産評価証明書		
	・固定資産公課証明書	相続人	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・本人(被相続人)が亡くなったこと、および相続人であることが分かる書類(戸籍謄本など)
納税証明関係	・無資産証明書		
	・土地家屋名寄帳		
	・家屋滅失証明書		
	・償却資産証明書	代理人	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・委任者本人が自署し、押印のある委任状
納税証明関係	・住宅用家屋証明書		
	・納税証明書	本人または同一世帯の親族から委任されている方	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・印鑑(認め印可)
	・滞納のない証明書	相続人	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・本人(被相続人)が亡くなったこと、および相続人であることが分かる書類(戸籍謄本など)
納税証明関係		代理人	・窓口に来た方の身分証明書(運転免許証など) ・委任者本人が自署し、押印のある委任状

※法人の委任状作成における注意事項

法人所有の固定資産関係を交付請求される場合は、委任状が必要です。(次ページ記載例参照)

3 受付窓口(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

●所得証明関係および固定資産証明関係 → 市民税課 ●納税証明関係 → 納税課

4 委任状の書き方

【個人の委任状】

委任者の欄は、委任者本人が自署し、押印してください(認め印可)。

【法人の委任状】

委任者の欄は、法人名称および所在地を記載し、法人の実印(代表者印)を押印してください。

※市ホームページでもご案内しています。(操作手順)

ホームページトップ画面の右中段「申請書ダウンロード」→「部署別で探す」→「市民税課」→「税務証明交付申請書」→「委任状(記載例あり)」を順にクリックしてください。

休日納税・納付相談

今月の相談日は8月21日(日)です。

時間:午前9時～午後5時
場所:納税課(市役所2階)

お気軽にご利用・お問い合わせください。
※対象は、市県民税、固定資産税、軽自動車税です。

納税課 ☎ 876-1234 (内線2315~2318)

浦添市長 殿		委任状	記載例
(代理人) 住 所 浦添市△△△○丁目○番○号			
氏 名 浦添 次郎			
生年月日 明・大(昭)平 56年 4月 1日			
連絡先(携帯可) (〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇			
私は、上記の者を代理人と定め、下記の証明書申請及び受領に関する権限を委任します。			
記			
<委任事項>			
※該当する□に ☒ をつけてください。			
☐ 所得証明書(収入及び所得額)	平成	年度(平成	年中の所得) (通)
☐ 課税証明書(市県民税額)	平成	年度(平成	年中の所得) (通)
☒ 所得課税証明書(全項目)	平成 23	年度(平成 22	年中の所得) (2 通)
☐ 資産証明書(評価額なし)	平成 23	年度 (1 通)	
☒ 評価証明書(評価額あり)	☐ 資産全部		
☐ 公課証明書(評価及び税相当額あり)	☐ 資産の一部指定(必要な土地・建物の登記簿上の地番を記入)		
☐ 土地家屋名寄帳	・土地の地番: 浦添市 安波茶○丁目○番地○		
☐ その他()	・家屋の地番: 浦添市 安波茶○丁目○番地○		
平成 23 年 6 月 10 日			
(委任者) 住 所 浦添市△△△○丁目○番○号			
氏 名 浦添 次郎 (印)			
生年月日 明・大(昭)平 51年 5月 5日			
連絡先(携帯可) (〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇			

■原動機付自転車等の登録および廃車申告などの手続

・原動機付自転車等の登録および廃車申告される際の「本人確認」について

本市では、平成22年4月1日から原動機付自転車(125cc以下のオートバイ)および小型特殊自転車の登録、名義変更、廃車などの手続をされる際に、窓口に来られた方の「本人確認」を行っています。「本人なりすまし」による第三者からの虚偽その他不正な手段による申告等の防止および軽自動車税の適正な賦課課税を目的としていますのでご理解、ご協力をお願いします。

なお、バイク関係の業者の皆さまにおきましても、「本人確認」を行うことでご負担をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願いします。

東日本大震災により被害を受けられた方へ

《市民税軽減措置に関するお知らせ》

大震災により被害を受けられた方は、市民税の軽減措置を受けられます。軽減を受けるためには手続が必要です。市民税課にお問い合わせください。

個人住民税の軽減措置

- ①住宅・家財等に損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより、個人住民税の軽減を受けることができます。
- ②所得税で住宅ローン控除の適用を受けている方で、被災で家屋が使用できなくなっても引き続き適用期間まで控除を受けることができます。

問い合わせ 市民税課 市民税第1係 ☎ 876-1234 (内線2213~2216)

市県民税第2期分の納期限は8月31日(水)です。忘れずに納めましょう！